信濃川水系流域委員会中流部会　規約

第１条（名称）

本会は、「信濃川水系流域委員会中流部会」（以下、「部会」という。）と称する。

第２条（目的）

部会は、「信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下、「河川整備計画」という。）」の計画対象区間中流部における策定後の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容を点検した結果について意見を述べる。

２　部会は、河川整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第１６条の２第３項及び第７項に基づき意見を述べる。

３　部会は、河川整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第３条（組織等）

部会は、信濃川水系流域委員会規約第３条第２項に基づき、国土交通省北陸地方整備局長（以下、「局長」という。）が設置する。

２　部会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。

３　委員の任期は１期２年以内とするが、再任することができる。

第４条（部会長等）

部会には部会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

２　部会長は部会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。

３　部会長に事故があるときは、部会長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第５条（部会）

部会の招集は、局長より委任された信濃川河川事務所長（以下、「事務所長」という。）が行うものとする。

２　部会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

３　審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

４　部会は意見や審議結果について、信濃川水系流域委員会へ報告する。

第６条（情報公開）

部会及び配布資料等については原則公開とし、その公開方法は部会にて定める。

第７条（事務局）

事務局は、北陸地方整備局信濃川河川事務所に置く。

第８条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第９条（雑則）

本規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和２年１１月２６日より施行する。

令和４年　１月１３日　改定

別添

信濃川水系流域委員会中流部会　委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
大平（おおだいら）　隆（たかし）	信濃川左岸土地改良区　理事長	
小林（こばやし）　啓之（ひろゆき）	新潟日報社長岡支社　支社長	
佐々木（ささき）　桐子（とうこ）	新潟国際情報大学　経済経営学部　経営学科　准教授	
田中（たなか）　克美（かつみ）	長岡商工会議所　専務理事	
樋口（ひぐち）　正仁（まさひと）	新潟県水産海洋研究所　所長	
細山田（ほそやまだ）　得三（とくぞう）	長岡技術科学大学　環境社会基盤系　教授	
松川（まつかわ）　寿也（としや）	長岡技術科学大学　環境社会基盤系　准教授	
松田（まつだ）　曜子（ようこ）	京都大学防災研究所　巨大災害研究センター　准教授	
陸（りく）　旻皎（びんこう）	長岡技術科学大学　環境社会基盤系　教授	部会長
渡辺（わたなべ）　央（ひさし）	元　長岡市立科学博物館　館長 新潟県野鳥愛護会　常任委員	

（５０音順、敬称略）

信濃川水系流域委員会中流部会　公開規定

第１条（目的）

本規定は、信濃川水系流域委員会中流部会規約第６条に基づき、信濃川水系流域委員会中流部会（以下、「部会」という。）の公開方法を定めるものである。

第２条（部会開催の通知）

部会の開催については、記者発表を行うとともに、信濃川河川事務所ウェブサイトにより一般に周知する。

第３条（部会の傍聴）

部会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第４条（資料の配付）

部会で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、部会の場で傍聴人にも配付する。

第５条（資料の公開）

部会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

２　事務局は、部会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、ウェブサイトにて公表する。なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第６条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、部会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和２年１１月２６日より施行する。

信濃川水系流域委員会中流部会　傍聴規定

第１条（目的）

本規定は、信濃川水系流域委員会中流部会公開規定第３条に基づき、信濃川水系流域委員会中流部会（以下、「部会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第２条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

２　受付の開始は、部会開始予定時刻の３０分前よりとする。

第３条（入室）

傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下、「傍聴人」という。）の会場への入室は、部会の開始までとし、部会の開始後の入室は原則認めない。なお、傍聴人以外の入室は認めない。

第４条（部会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

① 部会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
② 部会の録音をしてはならない。
③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。
⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
⑥ ビラ等の配布を行ってはならない。
⑦ みだりに傍聴席を離れてはならない。
⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
⑨ 前号までの行為のほか、部会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱したりする行為をしてはならない。

第５条（退場等の措置）

部会は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第６条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、部会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和２年１１月２６日より施行する。